

水栓番号札の無料扱いについて

(制定 昭和 32 年 6 月 3 日局長決)
(最近改正 令和 4 年 3 月 30 日)

従来給水装置工事における水栓番号札は材料費として、その費用を徴収していたが、昭和 32 年 6 月 4 日申込み分より無料扱いとする。(給水費)

附則

この規定は、昭和 32 年 6 月 4 日から施行する。

附則

この改正規定は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。